

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月28日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成29年11月22日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ザグザグ国分寺店

高松市国分寺町新居1398番地1 外

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

該当なし

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

一 国分寺北部校区連合自治会

二 地元住民

(2) 意見の概要

一 国分寺北部校区連合自治会

・ 立地が国道信号付近のため店舗出入口の渋滞が予測されるため、出入口を複数箇所設け、各道へ出やすいよう考慮してほしい。

・ 歩行者の安全確保のため店舗南西の国道側へガードレールを設置してほしい。

(理由)

・ 現在県道33号線から国道11号線に抜ける県道端岡停車場線にて、朝夕の通勤ラッシュ大渋滞となっており、立地した後西口からの出入りからの車輛進入が重なった場合さらなる大渋滞が予想されるので渋滞解消のために出入口を複数箇所設けるよう要望します。なお、出入口には右折禁止などの独自の規制を設けてほしい。

・ 現在国道11号線高松市国分寺総合センター前交差点にてガードレールが2箇所設置していますが、この機に立地される側にも歩行者の安全確保のためガードレールを設置するよう要望します。

二 地元住民

荷さばき時間の変更をお願いします。

24時間となっているが朝7:00から夕方10:00までにして下さい。

(理由)

私方、1階店舗(30坪)2階住居(30坪)が、ザグザグさんの建設予定の南隣にあり、その距離が、ザグザグさんの予定している倉庫の位置から5m位しか離れていません。

24時間の搬入であれば、就寝時間帯と重なり、音で起こされたり、寝つけなかつたりすることになったら困ります。

平成29年11月17日に説明会があったが知らせてもらえず、その後の説明もありませんでした。

説明会が開催されたことを人づてに聞き、ザグザグさんに電話で問い合わせました。それから平成30年2月10日に、コンサルタントの方が説明会の資料等をようやく持ってきてくれました。

搬入時間が24時間になっていることを知り、住居も兼ねているので朝7:00から夕方10:00の間に返更してもらいたいと何度か担当者の方には要望していたが具体的な返答は得ていません。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
------	--------------------------------

縦覧期間	平成30年3月28日から同年4月28日まで
------	-----------------------